島根県産業廃棄物減量税の新設(更新)について

|1. 産業廃棄物減量税新設(更新)の理由|

島根県においては、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等による産業廃棄物の減量 を促進するため、平成17年4月に法定外目的税である「産業廃棄物減量税」を創設 したところである。

平成27年3月末に現行の課税期間が終了するに当たり、島根県では今後の産業廃棄物減量税の在り方について、島根県環境審議会に対して諮問を行ったところ、「現行の税制度を基本としてさらに5年間の継続が適当である」旨の答申がなされた。

再生利用率の上昇によって、大手事業者を除いた最終処分量は減少傾向にはあるものの、近年は下げ止まりがみられ、「第2期しまね循環型社会推進計画」に定められた目標を達成するには、引き続き産業廃棄物の発生抑制や再生利用を積極的に押し進める必要があることから、産業廃棄物減量税の課税期間を5年間延長し、同様の税を課税するものである。

|2. 産業廃棄物減量税の概要|

課税団体	島根県
税目名	産業廃棄物減量税 (法定外目的税)
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
税収の使途	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用等による減量化並びに適 正な処理の促進に関する施策に要する費用
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理 業者
税率	1,000円/トン
徴収方法	特別徴収:特別徴収義務者(最終処分業者)の申告納入 申告納付:事業者が排出する産業廃棄物を自らの最終処分場 で最終処分する場合
収入見込額	(初年度)162百万円 (平年度)227百万円
非課税事項	市町村が設置する一般廃棄物の最終処分場に搬入される産業 廃棄物のうち、天災等により処理手数料が減免されるもの
徴税費用見込額	(単年度)16百万円
課税を行う期間	5年間(平成27年4月1日~平成32年3月31日)

3. 同意要件との関係

産業廃棄物減量税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること

産業廃棄物減量税の課税標準は、島根県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量であり、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものがあるとは認められない。

また、その税率は、他道府県の産業廃棄物関連の法定外目的税と同様、1トン当たり1,000円であり、加えて、島根県内において10年間同じ税率で課税が行われてきたことなどから、住民の負担が著しく過重となるとは認められない。

このことから、産業廃棄物減量税は、<u>「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しない</u>ものと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

経済活動に伴い物が移動するという意味では、産業廃棄物の移動も「物の流通」に該当するが、産業廃棄物減量税は、内国関税的な税には当たらない。

また、税負担が排出業者の処分先選択に与える影響等を勘案すると、産業廃棄物減量税が、産業廃棄物の流通に、周辺県を中心に島根県以外の地域の産業廃棄物の処理に重大な支障を来すほどの障害を与えることになるとは考えられない。

以上により、産業廃棄物減量税は、地方団体間の産業廃棄物の流通に「重大な障害を与える」ものとは認められないことから、<u>「地方団体間における物の</u>流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

- (3) (1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
 - ①税収は県内の不法投棄対策の強化をはじめとする産業廃棄物等の処理適正化、 発生抑制等に使われることとされ、むしろ、産業廃棄物適正処理に資するも のであること
 - ②既に多くの例が存在する中、地方団体がこうした産業廃棄物関連税を導入していることに対して、これを不適当とする国(関係府省)の特段の判断等は示されていないこと

などから、これを不適当とする特段の「国の経済施策」はないものと考えられる。

このことから、産業廃棄物減量税は、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、 国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。